

多治見市学校給食調理場の組織等に関する規則の一部を改正する規則

多治見市学校給食調理場の組織等に関する規則（昭和53年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第3項を削る。

第3条の2を削る。

第4条第2項を削る。

第5条第2項中「第2条第1項第2号から第4号まで」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 多治見市食育センター

小学校及び中学校	幼稚園
精華小学校	明和幼稚園
共栄小学校	精華小学校附属愛児幼稚園
小泉小学校	
南姫小学校	
根本小学校	
陶都中学校	
小泉中学校	
南姫中学校	

2 多治見市養正小学校近接校対応調理場

小学校及び中学校	幼稚園
養正小学校	養正小学校附属幼稚園
多治見中学校	

3 多治見市昭和小学校近接校対応調理場

小学校及び中学校	幼稚園
昭和小学校	昭和小学校附属幼稚園
市之倉小学校	

脇之島小学校	
平和中学校	
南ヶ丘中学校	

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。